

## 1. 大田区景観まちづくり賞とは

区内の良好な景観形成に寄与する街並みや建物、活動等を募集し表彰する制度

↓

区民や事業者等の景観まちづくりの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進することを目指している。

## 2. これまでの実績

平成27年から隔年で計3回、大田区景観まちづくり賞を実施してきた。応募総数及び受賞数については下表のとおりである。

回数	開催年度	応募総数	受賞数
第1回	平成27年度	街並み景観: 72件 景観づくり活動: 18件	街並み景観: 5件 景観づくり活動: 2件
第2回	平成29年度	街並み景観: 59件 景観づくり活動: 9件	街並み景観: 6件 景観づくり活動: 2件
第3回	令和元年度	街並み景観: 45件 景観づくり活動: 6件	街並み景観: 8件 景観づくり活動: 2件

## 3. 第4回大田区景観まちづくり賞の実施内容

大田区らしい魅力ある街並みや景観を守り育てる活動を対象とした表彰を4年ぶりに実施する。

### 3-1 表彰対象

- これまでは①街並み景観部門、②景観づくり活動部門の2部門の表彰を実施
- 第4回大田区景観まちづくり賞は上記2部門に加え、③みどりづくり部門を新設
  - 周辺地域の環境と景観の向上に資するような優れた緑化が行われた緑化計画を対象に表彰を行う。



## 3-1 表彰対象

◆応募を受け付ける部門(①街並み景観部門、②景観づくり活動部門)

これまで同様、①街並み景観部門、②景観づくり活動部門の2部門については、区民、事業者等から**広く募集を行う。**

部門	街並み景観部門
内容	地域の個性が感じられる、あるいは魅力的な景観形成に貢献しているもの 【具体例】 ・建築物 ・街並み(公共空間を含む) ・公園、緑地、街路 等
応募資格	区内在住・在勤でない方も応募できます。
表彰対象者	景観形成に貢献した建築物等にかかわる所有者(個人、事業者)・設計者・施工者等



部門	景観づくり活動部門
内容	区民・団体・事業者等が取り組む、魅力的な景観形成に貢献している活動 【具体例】 ・地域の魅力を見つけ、共有し、守り育てる取組(地域のお祭り等) ・まちや自然の保全・整備(美化活動等) ・多様な主体が交流、協働するための場所・空間づくり 等
応募資格	区内在住・在勤でない方も応募できます。
表彰対象者	活動の主体である個人・団体・事業者等



◆緑化完了届から選定する部門(③みどりづくり部門)

第4回大田区景観まちづくり賞では、まちの景観を構成する樹木などのみどり景観を対象としたみどりづくり部門を新設する。  
上記2部門とは異なり、「大田区みどりの条例」に基づく「緑化完了届」が提出された建築物等から景観審議会が選定する仕組みとする。

部門	みどりづくり部門
内容	優れた緑化計画を行い、特に周辺地域の環境と景観の向上に資するような優れた緑化が行われたもの 【具体例】 ・「大田区みどりの条例」に基づく、「緑化完了届」が提出された建築物 等
対象	「大田区みどりの条例」に基づく、「緑化完了届」が提出された建築物等を対象に景観審議会が選定します。
表彰対象者	環境と景観の向上に貢献した建築物等にかかわる所有者(個人、事業者)・設計者・施工者等

**NEW**

**みどりづくり部門**

- まちの景観を構成する樹木などのみどり景観を対象
- 地域緑化への感謝を示すとともに、さらなる緑化の発展を促すことを目的に新設した部門

## 3-2 周知方法

### (1) ホームページ、区報、SNS等の積極的な活用

- ・区報(12月21日号)への掲載
- ・区ホームページへの掲載
- NEW** ・SNS(大田区公式X(旧ツイッター)等)による情報発信
- NEW** ・オーちゃんネットを活用した区民、団体への周知

### (2) 募集パンフレットの配布

- ・区政情報コーナー、特別出張所、都市計画課、図書館等において配布予定

### (3) 募集ポスターの掲出

- ・区政情報コーナー、特別出張所、都市計画課、小中学校等において掲出予定

### (4) その他

- NEW** ・デジタルサイネージ、シティニュースおおたによる広報

## 3-3 応募促進

### (1) 自治会・町会との連携

- ・出張所長会等における協力要請(自治会・町会への声掛け)

### (2) 過去に選外となった物件や活動への呼びかけ

- ・第3回大田区景観まちづくり賞で選外となった応募者、団体への周知

### (3) 応募方法の簡素化、募集部門の分かりやすさ向上

- ・応募用紙記入内容の負担軽減
- ・募集パンフレット、ポスターの記載内容の見直し
- ・表彰対象部門における具体例の追記

### (4) インセンティブの強化

- ・記念品の授与



・第4回大田区景観まちづくり賞募集ポスター(案)

## 3-4 審査方法

### (1) 審査基準の検討・見直し

- ・大田区景観まちづくり賞実施要綱の策定
- ・部門ごとに審査項目を決定

### (2) 審査スキームの確立

- ・みどりづくり部門の審査スキーム確立



## 4. 実施スケジュール(予定)

**募集**……………令和5年11月27日(月)～令和6年1月26日(金)

↓ ①街並み景観部門、②景観づくり活動部門の2部門について募集を受け付ける。

**書面審査**……………令和6年2月～令和6年4月

↓ 第一次審査前に事前確認のための書面審査を行う。

**第一次審査(書類審査)**……………令和6年5月

↓ 景観審議会専門部会において書類審査を行い、第二次審査対象を選出する。

**第二次審査(現地視察)**……………令和6年5月～令和6年9月

↓ 景観審議会専門部会において第二次審査対象における現地視察を行う。なお、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

**第二次審査(最終審査)**……………令和6年9月

↓ 景観審議会専門部会において最終審査を行い、受賞対象を選出する。

**受賞対象決定(景観審議会)**……………令和6年10月

↓ 景観審議会において、受賞対象を決定する。

**表彰・周知**……………令和6年12月～令和7年3月

受賞対象及び公表内容については、大田区ホームページ等で発表する。